

# 社会保険 みやぎ

SHAKAIHOKEN  
MIYAGI No.778

2020  
10  
11

## Contents

日本年金機構からのお知らせ	2・3
協会けんぽからのお知らせ	4・5
M美さんの社会保険物語	6
「社会保険の事務手続きテキスト」配布のお知らせ!	7
「令和2年度年金シニアライフセミナー」の開催延期について	7
家庭用常備薬等斡旋について	7
インフォメーションパーク	8



私たちの街の  
神社やお寺

10

### 賀茂神社 かもじんじや／仙台市

- 遷 宮:慶長12年(1607)
- 主祭神:上賀茂神社別雷命おほいけづののみこと  
下賀茂神社玉依姫命たまよりのみめこと
- 建 立:鹽竈神社神職

下賀茂・上賀茂の2社が並立する賀茂神社は社殿の色から「赤神さま」とも呼ばれています。初夏には新緑で大鳥居を引き立たせる二本のイロハモミジが、秋には見事な紅葉で境内を真紅に染めます。県内でも有数の大木で、平成11年に宮城県の天然記念物にも指定されました。

# 日本年金機構 からのお知らせ

## 厚生年金保険の標準報酬月額の上限等級が変更しました。

厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令(令和2年政令第246号)が令和2年9月1日に施行されたことにより、**令和2年9月からの厚生年金保険の標準報酬月額の上限が変更(第31級→第32級)**になりました。

改定前 令和2年 8月まで	月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員(厚生年金基金加入員を除く)	
				全額	被保険者負担分(折半額)
	第31級(上限)	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円

改定後 令和2年 9月から	月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員(厚生年金基金加入員を除く)	
				全額	被保険者負担分(折半額)
	第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
	<b>第32級(上限)</b>	<b>650,000円</b>	<b>635,000円以上</b>	<b>118,950円</b>	<b>59,475円</b>

### ●改定通知書の送付

当該上限変更に伴い、第32級に該当する被保険者の方については、日本年金機構で標準報酬月額を第32級に改定を行い、9月下旬以降に事業主様へ「標準報酬月額改定通知書」をお送りしています。標準報酬月額の改定に際して、事業主様からの届出は不要です。

改定通知書が届いた事業主様におかれましては、該当者へ通知内容をお知らせいただくとともに、9月分の厚生年金保険料(11月2日納期限)から変更後の保険料額で給与控除していただきますようお願いいたします。

### ●上限改定に係る特例的な取扱い

この改定により、令和2年9月から適用される標準報酬月額と実際に被保険者が受けている報酬との間に大きな乖離が生じるケースについては、事業主様からの届出により、標準報酬月額の特例的な改定を行うことができる場合があります。具体的な事例については、日本年金機構ホームページをご参照ください。

ご不明な点は、「ねんきん加入者ダイヤル」へお問い合わせください。

ねんきん加入者ダイヤルでは、健康保険・厚生年金保険の適用に関する届の一般的なお問い合わせや、届出用紙の送付依頼に対応いたします。

**TEL 0570-007-123**

〈受付時間〉月～金曜日 午前8:30～午後7:00 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

## 11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です!

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を行います。

主な活動は、次のとおりです。

◆年金相談の窓口として全国各地で「出張年金相談」の開設

◆大学・高校などの教育機関や事業所等へ出向いての年金セミナーや年金制度説明会の開催

また、11月30日は、ご自身の年金記録や年金受給見込み額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らしていただく「年金の日」となっています。ぜひ、この機会に「ねんきんネット」をご利用ください。

ねんきんネット

検索

[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)

## 「年金委員」に推薦をお願いします

### 「年金委員」ってなんですか?

年金委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金や国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員(無報酬)の方々です。年金制度について広く国民の皆様方に周知するとともに、年金制度への理解と信頼を深めていただくための普及啓発活動を行うために設置されています。

### 「年金委員」の種類

年金委員は、活動の範囲により「職域型」と「地域型」の2つに区分されます。「職域型」は主に職場内、「地域型」は自治会などの地域において活動していただきます。

### 「職域型年金委員の概要」

事業所の厚生年金被保険者数に応じて、以下のように1～2名以上の設置をお願いしています。  
300人以上の被保険者がいる事業所：2名以上  
300人未満の被保険者がいる事業所：1名以上  
※平成31年3月末時点で、全国で約11万2千人の方が職域型年金委員として委嘱されています。

### 【活動内容例】

- ・新入社員に対して年金制度の概要説明を行う。
- ・標準報酬月額や厚生年金保険料額の算出方法を社員に説明する。
- ・社会保険料率の変更や制度改正が行われた際に、その内容を社員に対して周知・説明を行う。
- ・社員の扶養者が国民年金保険料の納付義務を負っていると分かった際に、親(社員)に納付を促したり、免除制度の紹介を行う。
- ・定年退職予定者に対し、特別支給の老齢厚生年金と雇用保険の基本手当は同時に受給できないことを説明する。
- ・日本年金機構のホームページや専用ダイヤル、年金事務所の連絡先を教え、早期の相談を促す。
- ・「ねんきんネット」を社員に周知し、利用を呼びかける。



### 「職域型年金委員」になるには?

厚生年金保険の適用事務所の事業主が、「年金委員推薦書(職域型)」を年金事務所へ提出し、その後厚生労働大臣から委嘱状が交付されます。

現に社会保険事務に携わっている人事・労務担当部署の方、過去に携わっていたことがある方、年金制度について知識がある方の推薦をお願いいたします。

### 日本年金機構(年金事務所)は「年金委員」の方が活動しやすい環境づくりに努めます

- ・年金委員の方を対象として研修会を開催しています。
- ・定期的に年金関係のパンフレット・チラシなどの資料を提供しています。
- ・長年にわたり年金事業の推進・発展にご協力いただいている年金委員の方を対象に、厚生労働大臣表彰、日本年金機構理事長表彰等を行っています。
- ・多くの従業員が集まる社内研修会などの場で、年金制度について説明を行う講師を派遣します。(無料・要相談)

### 「職域型年金委員」を設置されている事業所様へ

退職や人事異動により、年金委員の方に交代はありますか?

交代手続き(届出)が必要となります。年度末など、会社の人事異動時期には確認をお願いいたします。

### 退職により「職域型年金委員」を辞退される方へ

引き続き「地域型年金委員」になっていただけませんか?

「職域型年金委員」の経験を活かし、自治会など地域の中で活動していただける方を募集しています。「職域型」を辞退する手続き(届出)の際、「地域型」への移行希望を記入する欄がありますので、ぜひご確認ください。

届書の様式は日本年金機構ホームページからダウンロードしていただくか、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/>

年金事務所	問い合わせ先	年金事務所	問い合わせ先
仙台東年金事務所	022-257-6111	仙台北年金事務所	022-224-0891
仙台南年金事務所	022-246-5111	石巻年金事務所	0225-22-5115
古川年金事務所	0229-23-1200	大河原年金事務所	0224-51-3111

# 協会けんぽ からののお知らせ

## ご存じですか? 便利で早い「情報提供サービス」をご利用ください

協会けんぽでは、被保険者の皆さまが医療費の情報を照会できるサービスや、事業主の皆さまが生活習慣病予防健診の対象者一覧を提供するサービスを「情報提供サービス」として提供しております。

### 医療費情報提供サービス (被保険者様向け)

#### 1 サービスの対象者

協会けんぽ加入の被保険者 (任意継続、日雇含む) の方  
(本人分または本人分及び被扶養者分の医療費情報の照会が可能です)

#### 2 照会できる内容

- 受診者名
- 診療年月
- 診療区分
- 診療日数
- 医療機関名等
- 医療費の総額
- 協会けんぽからの支払額
- 国等からの支払額
- 加入者の支払額

※内容は協会けんぽから年に1度お送りしている「医療費のお知らせ」と同様です。  
※ユーザID・パスワードの取得申請をした月の翌月の21日頃から照会可能です。  
※医療費情報は過去2年分まで参照可能です。



#### 3 ご登録いただくメリット

年に1度お送りしている「医療費のお知らせ」を待たずに、自分のタイミングで医療費情報をご確認いただけます。

### 健診対象者一覧提供サービス (事業主様向け)

#### 1 サービスの対象者

協会けんぽ加入の事業所様

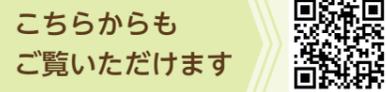
#### 2 利用できる機能

- 生活習慣病予防健診の対象者一覧をダウンロードできます。
- 協会けんぽから送付される生活習慣病予防健診の案内に、健診対象者一覧を同封するかしないかを登録できます。
- 健診対象者一覧のダウンロードなど、本サービスで実行した処理の状況を確認できます。

#### 3 ご登録いただくメリット

- 健診対象者をパソコン (Excel) で管理できます。
- 支店、営業所ごとの管理が可能です。
- いつでも最新の情報がダウンロードできます。

情報提供サービスの登録方法や操作方法等の詳細につきましては、協会けんぽのホームページからご確認ください。



お問い合わせ先 協会けんぽ宮城支部 企画総務グループ TEL 022-714-6851

## 定期健康診断の結果データをご提供ください!

協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用しておらず、労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施している事業所様へ、健診結果の提供をお願いしております。

✓ 生活習慣病予防健診を受診されている場合はデータ提供の必要はございません。

### 結果データを提供いただくと……

#### その1 特定保健指導が無料で受けられます!

健診の結果、対象となった場合、無料で特定保健指導を受けることができます。保健師や管理栄養士等の専門スタッフが、生活習慣改善のサポートをいたします。

#### その2 保険料率上昇の抑制につながります!

健診受診率はインセンティブ制度\*の評価指標の1つとなっています。提供いただいたデータは健診受診率に反映されますので、取り組み結果によっては保険料率が引き下げられます。

\*インセンティブ制度とは皆さまの5つの取組みに応じて、その結果が保険料に反映される制度です。詳細は協会けんぽホームページをご確認ください。

### 提供方法についてはこちら

協会けんぽ 宮城 で検索

- 「宮城支部の健診・保健指導のご案内」
- 「被保険者 (加入者ご本人向け)」
- 「定期健康診断の結果をご提供願います」



✓ なお、医療保険者へ定期健康診断結果を提供することは、「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条第2項及び第3項で定められているため、事業主様が責任を問われることはありません。

お問い合わせ先 協会けんぽ宮城支部 保健グループ TEL 022-714-6854

### お薬手帳で災害の備えを



日ごろから避難に備えて非常持ち出し袋を準備するのが良いと記載されていますが、持ち出し品を読んでいくと、お薬手帳の文字は見当たりません。

実際、東日本大震災で避難所に併設された診療所医師が、「おくすり手帳」をもっていなかった被災者に普段どんな薬をのんでいるかを確認したところ、最適な薬をだすのが難しかったそうです。災害時では、交通手段やライフラインもすべて止まり、薬が手元にない場合や帰宅できないこともあります。普段から常備薬などと一緒に携行してほしいのが、「おくすり手帳」です。

ご自身が服薬している「おくすり手帳」の情報の良さは、処方されている薬の内容、調剤した薬局・薬剤師の名前、病歴、かかりつけ病院・医師、アレルギーの有無などが記録されている事です。簡潔に多

くの情報が詰まったツールは他にないと思います。

ご自分が避難して、いつもとは違う病院や薬局に行くことになるかもしれません。医療スタッフの交代やスムーズに受診・治療を受けるためにも役に立ちますし安心です。

東日本大震災時に、「おくすり手帳」は様々なケースで、情報共有の手段、情報開示の手段などで有効に活用され、患者さんの安心感にもつながったようです。

最後に、災害は地震、津波、台風などで引き起こされます。異常気象によって起こる災害もあります。お薬手帳は自分の生命・健康を守るためにある、という認識を持ちましょう。

一般社団法人宮城県薬剤師会  
常任理事 小野 俊一



https://www.kyoukaikenpo.or.jp/miyagi

協会けんぽ宮城 検索

〒980-8561 仙台市青葉区国分町3-6-1  
仙台パークビル8F

☎ 022-714-6850 (代表)  
FAX 022-714-6857

# M美さんの 社会保険物語

整骨院・接骨院のかかり方 第113話



### 協会けんぽからのお知らせ

整骨院・接骨院の施術で、健康保険の給付を受けるためには、一定の条件があります。医療費の適正な支出のため、健康保険でのかかり方を正しくご理解いただき、適正な受診にご協力をお願いいたします。

また、治療内容について保険者より照会することがあります。整骨院や接骨院を受診したときは、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収書等を保管し、照会がありましたら、ご自身で回答できるようご協力をお願いいたします。

### 問い合わせ先

協会けんぽ宮城支部 業務グループ  
TEL 022-714-6852

協会けんぽ

## 「社会保険の事務手続きテキスト」配布のお知らせ!

今年度の新任担当者等事務講習会は、新型コロナウイルス感染症のため開催中止となりました。代わりに、ご希望の会員事業所様へ

**令和2年度版「社会保険の事務手続きテキスト」を300冊限定(申し込み先着順)で無料配布します。**

- ◎ テキスト代及び送料は無料です。
- ◎ 300冊限定 ※申込先着順で予定数到達次第締め切りとなります。(※会員事業所様に限りです)
- ◎ 申込方法 下記「テキスト申込書」を郵送またはFAXで当協会あて、お申し込みください。(協会の住所、FAX番号は本頁下欄記載)
- ◎ 申し込み期限 令和2年10月30日到達分まで  
※申し込み期限が予定数に到達した時点で締め切ります。締切後、順次発送いたします。

## 「社会保険の事務手続きテキスト」申込書 (※このページコピーでの申し込み可)

一般財団法人 宮城県社会保険協会会長 あて

事業所名 TEL ( ) -

FAX ( ) -

住 所 〒 担当者

### 「令和2年度年金シニアライフセミナー」の開催延期について

※毎回好評いただいております宮城県社会保険協会主催「年金シニアライフセミナー」ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いていることから今年度の開催を自粛し、新型コロナウイルス感染症の収束等開催できる状況まで延期することといたしました。

今年度の開催のご照会をいただくなど皆様大変好評な行事だったことから、当協会としては、是非とも実施したいところでしたが、会員事業所の従業員等の皆様の健康と安全を考慮し、苦渋の決断となりました。参加を予定されていた方々には本当に申し訳ございません。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### ◆◆ 家庭用常備薬等斡旋について ◆◆

●昨年度も実施しましたが大変好評でしたので、今年度も別添折り込みチラシのとおり、従業員の皆様、並びにご家族の皆様の健康管理にお役立ていただきたく、家庭用常備薬等の斡旋を実施することとしましたのでご案内いたします。購入をご希望の方は別添折り込みチラシによりお申し込みください。

※この件の、「お申し込み」及び「お問い合わせ」等は、別添折り込みチラシの業者をお願いいたします。

申し込み 問い合わせ先

一般財団法人 宮城県社会保険協会

〒980-0802 仙台市青葉区二日町10-20 アルコイリス二日町4F

TEL 022-266-0411 FAX 022-266-0471

(8) 社会保険みやぎ

電話による年金相談は以下の相談先へ

年金事務所の電話は大変混み合っております

ねんきんダイヤル



0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1165

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長  
●第2土曜日 9:30～16:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※お電話いただく際には、基礎年金番号又は年金証書番号をお知らせください。

ねんきんダイヤル(ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号)



0570-058-555 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1144

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長  
●第2土曜日 9:30～16:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※このダイヤルでは「ねんきん特別便」「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

ご利用にあたってご留意いただきたいこと

- ・ナビダイヤルは、一般固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金ががかかります。
- ・「03-6700-1165」「03-6700-1144」の電話番号からおかけになる場合は、通常の通話料金ががかかります。



年金相談の受付時間と週末相談(予定)

11月							12月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5
8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12
15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19
22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26
29	30						27	28	29	30	31		

◆受付時間

□ 平日(月～金)  
午前8時30分～午後5時15分

◆年金相談の「時間延長」と「週末相談」

- 時間延長(週の初日)  
午後5時15分～午後7時
- 週末相談(第2土曜日)  
午前9時30分～午後4時

変更されている場合もありますので、ホームページなどでご確認のうえご利用ください。



街角の年金相談センター仙台

厚生年金保険・国民年金の受給に関するご相談、手続きは年金事務所のほか、年金相談センターでも行うことができます。

◎電話によるご相談は「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください

- 月～金曜日 8:30～17:15  
ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
- 第2土曜日 9:30～16:00  
(なお、祝日はご利用いただけません。)

右記カレンダーもご覧ください

街角の年金相談センター仙台

〒980-0803  
仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル2階

※全国社会保険労務士会連合会が受託運営しています



11月・12月の出張相談所開設のご案内

1. 常設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
気仙沼出張相談所 (NTT気仙沼ビル1F) (予約制)	土日および祝日以外の平日	8:30～12:00 13:00～17:00	石巻年金事務所 0225-22-5118

2. 臨時開設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
南三陸町役場 (予約制)	11月11日(水)	10:00～12:00 13:00～15:30	石巻年金事務所 0225-22-5118

- ・予約制を実施している会場については、お電話で事前に相談日をご予約ください。
- ・ご予約は、相談日の1か月前から受付いたします。
- ※相談にお越しの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。
- ※本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)及び本人の印鑑が必要となります。

年金の予約相談を  
実施しています。

日本年金機構では、業務の迅速化に努めておりますが、受付状況によっては窓口が混雑する場合がございます。年金のご相談の際には、事前にご予約のうえ、年金事務所へおいでいただくとスムーズに相談できます。

予約相談は全国どこの年金事務所でも実施しています。

なお、予約相談希望日の1か月前から受付しています。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ

0570-05-4890



この印刷物は、輸送マイレージ削減によるCO<sub>2</sub>削減や地産地消に着目し、国産米ぬかが油を使用した新しい環境配慮型インキ「ライスインキ」で印刷しており、印刷用紙へのリサイクルが可能です。